

マスク着用の考え方の見直し等を踏まえた 業種別ガイドラインの対応について

令和5年2月28日

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構

令和5年2月10日に行われた政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、令和5年3月13日より、マスク着用について現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることが決定されました。

弊社団体においては、政府の「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づき、ふるさとホームステイ（教育旅行民泊）受入地域団体を対象にしたガイドラインにおける学校等の利用者（児童生徒及び教員等）又は従業員・受入先（受入家庭、体験指導者等）に対するマスク着用の取扱いを、令和5年3月13日より、「個人の主体的な選択を尊重し、原則として、着用は個人の判断に委ねる」ことといたします。マスクを着用するかどうかは、個人の判断を尊重し、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようご配慮ください。

なお、マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、各ふるさとホームステイ（教育旅行民泊）受入地域団体において、感染対策上又は事業上の理由等により、学校等の利用者（児童生徒及び教員等）又は従業員・受入先（受入家庭、体験指導者等）にマスクの着用を推奨することを妨げるものではありません。

マスクの着用の考え方の適用後であっても、引き続き「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策にご協力をお願いいたします。

詳細は新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」（2023年2月10日）をご参照ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/kihon_r2_050210.pdf